

## 空港建築施設の脱炭素化に関する検討ワーキンググループ 規 約

### (設置の目的)

第1条 空港における脱炭素化に向け、空港建築施設における具体的な取組について、関連施設にも考慮しつつ、空港の特性を踏まえながら専門的知識に基づいた検討を行うことを目的として、空港分野におけるCO2削減に関する検討会の下に「空港建築施設の脱炭素化に関する検討WG」(以下検討WG)を設置する。

### (検討WGの構成)

第2条 検討WGの構成は、別紙に掲げる委員及びオブザーバーとする。ただし、第3条第1項に規定する委員長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバーの追加又は関係者の出席を求めることができる。

### (委員長の任命等)

第3条 検討WGに委員長を1名置く。  
2 委員長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。  
3 委員長は、本委員会を統括する。  
4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

### (議事の公開)

第4条 検討WGは冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。  
2 検討WGの資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。  
3 検討WGの議事要旨は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

### (事務局)

第5条 検討WGの事務局は、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港計画課及び空港技術課に置く。

### (守秘義務)

第6条 委員及びオブザーバーは、検討WGを通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討WGの運営に関し必要な事項については、検討WGで定めるものとする。  
2 検討WGにおける検討結果の概要については、必要に応じて空港分野におけるCO2削減に関する検討会に報告するものとする。

### 附 則

1 この規約は、令和4年3月23日から施行する。